**第５１回大阪府社会福祉審議会　議事概要**

日時：令和５年８月３日（木）　午後１時～午後３時

場所：公益財団法人國民會館　大ホール

＜会議の成立について＞

　出席議員数　１７名（本審議会の委員総数２１名の過半数）

　（大阪府社会福祉審議会規則第５条第３項により、会議が有効に成立）

＜会議の公開＞

　会議の公開に関する指針に規定する「会議の公開の基準」に基づき、公開とする。

**議題１．専門分科会・部会の審議・審査状況について**

　資料１により「専門分科会・部会の審議・審査状況について」事務局説明

＜質疑・意見＞

　本議題についての質問・意見なし

**議題２．令和５年度の福祉部の取組みについて**

　資料２－１により「福祉部 令和５年度部局運営方針」について事務局説明

　資料２－２により「福祉部で所管する主な計画一覧」について事務局説明

　資料２－３により「第５期地域福祉支援計画」について事務局説明

　資料２－４により「第５次大阪府障がい者計画」について事務局説明

　資料２－５により「大阪府高齢者計画2024」について事務局説明

　資料２－６により「大阪府子ども総合計画」について事務局説明

　資料２－７により「大阪府介護・福祉人材確保戦略の見直し」について事務局説明

＜質疑・意見＞

【資料2－7について】

　○委員

２０２５年、２０４０年の不足の数値はでているが、現時点でも既に不足しているのではないか。

２年後の将来の話ではなく、現在の不足状況と実施していることについて聞きたい。

　○事務局

　　　　需給ギャップについては、（国作成の）第８期介護保険事業計画から推計している。市町村等から数値の報告があり、その数値を積み上げて作っていると聞いている。現在も有効求人倍率が４倍台で推移しているので、充足はされていないのではないかと推察しているが、現場でどの程度不足しているかは認識していない。あくまでも推計値として把握している。

　○委員

　　　　「大阪府介護・福祉人材確保戦略２０２３」とされているので、将来から始まる計画ではないと思う。現状に則した対策をおこなっていただければと思う。

【資料２－３について】

　○委員（A）

第５期地域福祉支援計画の方向性の（１）について、「市町村の支援をどのような立場で府として行うべきか。」であるが、大阪府の立場としては、少し広域的な観点から、様々な機関・団体、多分野のNPO、企業、協同組合が乗っかるプラットフォーム（以下「PF」という。）を作り、そのPFに属する団体がそれぞれの市町村のPFの構築にあたって、「協力」「つなぐ」の体制を作った方が支援の充実につながるのではないかと思っている。まずは、偏在する様々な関係機関を市町村とつなぐ仕組みを検討すると良いと思うが、委員長いかがか。

　○委員長

　　　　今の意見は、まずは府のレベルでモデル的、広域的なPFを作り、市町村がつながりやすいものを投げ

かけていくという話。非常に面白いモデルになりそうな気がする。市町村からの委員は、その辺りのイメージは持てそうか。地域福祉の場合は行政だけが実施するわけではないので、PF作りのイメージが持てない場合に、府である程度モデルを作りながら、市町村支援するという考え方。まだ直感的なレベルだが、意見があれば。地域福祉全体の、例えばNPOや企業が参加でき、様々な問題を話し合うような場作りの支援だと思う。そういう理解でよいか。

○委員（A）

　　　特にSDGｓ関係やNPO等、多分野という点でいうと、そういうところを地域福祉につないでいくような仕組みが必要。また、府の社会資源を見える化するような工夫があれば、「うちではこんな取組みが必要だが、該当する団体がない。府内で応援に来てもらえる団体に話を持って行きたい。」といった話があれば、今はどこへ行ったら良いのか分からない状態だが、そこを見える化し、つなぐチャンネル、窓口を作っていただく仕組みを第５期地域福祉支援計画でやっていただくと２０３０年には花が咲くかもしれないと思っている。

○委員（B）

　　　そういう仕組みが必要だとは思う。概要しか分からないが、地域自立支援協議会に子ども部会を作ってヤングケアラーやひきこもりにも対応できるようにもしているが、今は受け皿にもなっていない。整理をしていこうというところかと思っているが、色々な事業所や医師会、歯科医師会、医療や介護、福祉に関わっている方々との意見交換の場ができているので、先ほどおっしゃられた2030年までにしっかりと事業ができるようなレベルの制度ができれば、PFができるのかな、と思うので、行政もしっかりサポートしながら連携も進めていきたい。

○委員（C）

　　　社会福祉法人も忘れないでいただきたい。

「大阪モデル」ということで、具体的な動きもしているのでよろしく。

○委員（D）

　　　委員（A）のご指摘、もっともだと思う。先ほどの第５期地域福祉支援計画の中の方向性の１つめにも包括的支援体制の整備に向けた市町村支援の充実とあるが、まさに大阪府としてめざすべき方向。それが、委員（A）のおっしゃるような方向に進んでいくのかな、と感じている。大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）でも、府からの委託を受けて、市町村が包括的支援体制を整備する際のアドバイスをしている。その結果が重層的な支援体制の整備に結びつくのかな、と思っている。今、20市町村程度にアドバイザーを派遣している。その中で色々な機関が入ったPFの整備について助言していくことになるので、これから実がなっていくのかなと思っている。府としても府社協としても頑張っていければ。

【資料２－３、２－５について】

　○委員

　　　各計画について改定の時期を迎えているということで、どの計画にも言えることだが、抽象的にならずに、具体的な数値を設定するとか、目標を設定し、取り組まないと進まないのかな、と思う。その点に留意し、計画の改定に取り組んでいただきたい。また、計画の中で長い間掲げているものの、なかなか達成できていない項目もある。先ほどの地域福祉支援計画の中でも、「CSWを中学校区に１人配置」、とかなり前から掲げているが、達成できていない、というのがある。ただ単に市町村に働きかけるだけでは、なかなか進まないと思っているので、府として思い切った取組みをお願いしたい。

　　　また、高齢者計画のポイントの中で掲げている地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みというのがあるが、国では２０２５年に地域包括ケアシステムを実現するということを謳っていたと思う。実際、目標通りに進んでいるのか、よくわからない。府として、地域包括ケアシステムがどれだけ進んだと認識しているのか。

　○事務局

　　　　国では２０２５年の地域包括ケアシステムの構築を目標としており、府でも同じようにめざしている。市町村とともに進めているが、現時点では、２０２５年に府内全域で完全に構築されるというところまでは至っていないと考える。地域包括支援センターも、３００弱程度設置されているが、センターの機能や、職員と地域との連携状況など、センターによって異なる。府も市町村への支援を行っているが、様々な課題もあることから、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に向けて市町村としっかりと意見交換もしていきたい。

 ○委員

　　　　特に遅れている、進んでいないのは具体的にどのような点か。

　○事務局

　　　　医療と介護の連携については、さらに力をいれていかないといけないと感じている。また、在宅、施設など住まいについても、今後大きな課題になってくることから、在宅等での生活の支援について、地域でのネットワークを構築していかないといけないと思っている。

○委員

　　　　　十分検討し、新たな計画作りに取り組んでいただきたい。

　　○委員長

　　　　　今、フォーマルな支援の話が出たが、インフォーマルな方も同時に進めること、それが地域包括ケアシステムだと思う。全体をどう見ているのかというのも論点かと思う。その辺りをどう評価していくのかも検討していただければ。

　　　　　計画について、計画期間はそれぞれで違っている。各計画の状況は分かるが、改めて見たときに全体で上手く調整がとれて進んでいるのかを考えていくのも審議会だと思っている。全体の効果についても、こういう全体が見える場で検討できるような仕組みを考えていただきたい。機関を一緒に、という意味ではなく、今のやり方は尊重しながら、それが全体で上手く動いているのか、どうなのかという部分について、どう判断するのかについては横割的な発想になるが、その辺りの課題が見えてきたように思う。

【資料２－7について】

　○委員

　　　　採用率・離職率の状況について、府が全国に比べて高い、とあるが、これは、民間企業やNPOも介護

分野に参画しているが、全部含んでいるのか。社会福祉法人だけならこんなに高くないと思うが。

　　○事務局

　　　　介護労働安定センターで介護労働実態調査が実施されており、介護保険サービスを実施する事業所、

１万８千事業所を無作為抽出しているので民間も含めての数値。

【資料２－７、２－８①について】

　○委員

　　　　介護人材の不足の問題だが、今後ますます不足していくということで、海外からの人材も増えてくると

いう見込みだと思うが、他の業種でも海外からの移民も増えて課題も出てきているが、介護でも海外から入ってくるが、どの程度把握できるのか。これから増えてくるとますます問題も出てくる。その辺りをどう捉えていくのか考えた方がよい。

 ○委員長

人材、労働力という問題もあるし、一方では、日本社会の多様性の問題もある。様々な人が色々な問題

を抱えていても暮らすことができる地域をめざそうというということをしているので、そのあたりで今の指摘を受け止めて今後の検討にしてほしい。

【資料２－９】

　○委員

　　　　７０％の人が申請したと聞いたが、３０％の申請していない人の中で、困っているけれど申請できないと

いう方がおられるかどうか把握はしていないのか。

　○事務局

　　　　　資料では６月末時点の数値を示しているが、７月末時点では、申請者は約８割程度まで増えている。２０％の方が申請していない、ということになる。プッシュ型での配付も考えられたが、迅速に届けるというやり方として申請型で行った。本当に必要がない方もいらっしゃると思うし、やり方が分からなかった方も中にはいたかもしれないが、我々としては、コールセンターに問い合わせていただくことで、なるべく親切に多くの方に申請いただけるよう、努力してきたところ。第２弾についても丁寧に事業を実施していく。

　○委員

　　　　民生委員も府内に細かくいるので、何かあればお手伝いさせていただく。

　○委員長

　　　　委員の発言の主旨は、必要な人に届いていないのではないか、ということだったので、検証し、どのくら

い効果があったかということも確認しながら、第２弾を進めてほしい。

　○委員

　　　　第２弾では、申請システムは改善されているのか。自分でも申請したが、面倒くさい。二度としたくない。

　○事務局

　　　　現在、システム会社と調整を進めているところ。基本的には、第１弾で給付決定をされた妊婦以外の方

には４項目くらい入力いただき、前のデータと一致した方については、基本的には前のデータをそのまま使用し、添付データもつけずに審査を通す。入力項目を極力減らすという形で準備を進めているところ。

　○委員

　　　　その話はこの間も聞いたが、申請が終わり、メールを送ってきてから、アプリでログインするところを改善

してほしい。実際色んな人から声を聞くが、米屋に行って、そこでの手続きが20分、３０分かかる。

【資料２－８②】

　　○委員

　　　　 心のバリアフリー認定推進事業だが、知事重点事業になっているが、心のバリアフリーというのは、例えば障がい者であれば、話しかけるのがためらわれるとか、心の抵抗感みたいなものをなくしてお互いコミュニケーションをしていこうというもの。府は、条例を作って合理的配慮を義務付けているが、このセミナーでは、どのように説明しているのか。また、７月１０日に開催されたセミナーの参加状況は。

 ○事務局

　　　　　合理的配慮については、セミナーの中で説明している。ホテル、宿泊施設等30名程に来ていただき、心のバリアフリーについての説明をした。

 ○委員

　　　　　合理的配慮はどういう風に説明しているのか。

　　○事務局

　　　　　法律の基本的な概要や条例等、基本的なところを中心に１０分程度説明。

　　○委員

　　　　　法律も改正され、義務になっているので、セミナー参加者にはそこは説明した上で、プラスで心のバリアフリーについての対応をお話いただかないといけないと思う。

【資料２－８⑥】

　○委員

　　　　軽度認知障害のリスクを血液から判断できる検査、となっているが、専門医に聞いても、こういった検査

は今のところないのでは、という意見を聞いている。このような状況で「あなたは将来MCIになりますよ」

と言われれば、枚方市等で実証実験に参加されている方々にとってどれだけのマイナスのイメージがあ

るか、どのようなフォローをするのか。運動教室や頭の体操等は、基本的に疫学調査等で効果があると

言われているが、血液検査である程度リスクを判定するというのは、本当にできるのか、１回目の検査の

後、２回目の検査が６か月後となっているが、６か月でどんな結果が出るのか。運動教室の効果の基準

になり得るのか。

　○事務局

　　　　MCIスクリーニング検査プラスだが、コホート研究を通じて特定のたんぱく質がMCIと関連があるという研究成果があったということで、府としてこれを活用し、市町村の予防事業の効果検証をしたいと考えている。あくまでもMCIのリスクであり、MCIの確定診断ではない。MCIにかなり近い段階であっても、様々な研究で、MCIの段階であれば、適切な生活習慣の改善等により、健康な状態に戻るとか、認知症への進行を抑えられるといった報告もあるので、今回、このような事業を計画した。検査の結果、MCIのリスクが高いと出ても、そこから栄養改善であるとか運動等によって認知症のリスクを抑えられるのでは、ということで取り組んでいるところ。先般、事業説明会があり、参加者の方々にMCIとは何かということや事業趣旨、参加にあたっての注意事項等を説明し、参加への同意をしていただいたところ。委員のご指摘も重々参考にしながら、引き続き丁寧に進めていきたい。

　○委員

　　　　対象としてされる方々に充分配慮をし、きっちりと６か月分の評価を出していただければ。

　○委員長

　　　　重要な指摘。エビデンスが重要だと思うので慎重に進めていただければ。

【資料３について】

　○委員

　　　　国のこども家庭庁では、全般的な幼児・子ども達の死亡（事故、病気、虐待）について、チャイルドデスレビューとして検証されるが、府では国のような形で警察と連携しながら話をしていく場はあるのか。（子ども家庭審議会の部会の中で）

　○事務局

　　　　保育関係ではあるが、例えば認可外施設において子どもが亡くなるという痛ましい事故がおこった場合に、専門家に集まっていただき、保育の状況や原因、再発防止について検証する、というのが部会にある。

　　○委員長

　　　　　審議会を再編すると、社会福祉審議会（以下「社福審」という。）、子ども家庭審議会、青少年健全育

成審議会の３つの体制になるということだが、関連性、位置づけはどうなるのか。独自でやっていくのか、

何らかの関連性はあるのか。現時点でのイメージは。

　　○事務局

　　　　　基本的には、３本体制になるが、子どもに関する審議は、新しくできる子ども家庭審議会が議論の場になる。ただ、児童福祉に関する事項についても社会福祉に関することであるので、社福審にも報告する。

　　○委員

　　　　　高齢者対象の問題は、今後どこで扱われるのか。

　　○事務局

　　　　　大きな社会福祉の課題の中には高齢者も入っており、社福審の所掌分野にも入っている。

　　○委員

　　　　　子ども関係については、子ども家庭審議会に移管され、新しく女性支援専門分科会ができるということか。

　　○事務局

　　　　　細かい計画は具体の内容については、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会があるので、その中で審議いただくが、広く大きな課題を扱う場合は社福審の所掌範囲に入っている。

　　○委員長

　　　　　社福審なので、上位という訳ではないが、そのままの体制かと思っていたが、子どもの問題がかなり大きくなってきたので、子どもの部分は独立させるという国の方針の流れを理解して、府もその方向でやっていこうというという形だと理解している。議題３について、認めていただけるか。

　　○各委員

　　　　　異議なし

【資料４について】

　○委員

　　　　法律に基づいて都道府県がやらなければならないことをやる、ということで異議はないが、困難を抱え

た女性というのは成人していきなり発生するわけではない。もちろんそういう場合もあるかもしれないが。子ども関係は社福審から分けるといったこともあったが、子ども時代から居場所がないとか、不幸な生い立ちが重なって困難な問題を抱えやすい生き方になってしまった部分もあるので、義務として設置される分科会や施策はこれで良いと思うが、例えば大阪府独自として、成人する前の困難を抱えそうな女性への支援にも乗り出していただければ良いのではと思う。

○委員

　　　分科会の設置の役割は助言という形になっているが、　計画自体の検討は別に策定委員会を作るのか。

○事務局

　　　分科会の中で専門家からの助言をいただきながら、成案化をしていく。

○委員

　　　事務局として、計画案を作成し、この分科会にお諮りする。という理解でよいか。

○事務局

　　　はい。

○委員長

　　　議題４について、認めて頂けるか。

○各委員

　　　異議なし。

【まとめ】

　○委員長

　　　　委員の皆様から様々意見をいただいた。今後の府行政にその意見を活かしていただければ。久しぶりの開催、対面での開催となった。この間、最初に部長からも説明があったが、社会的な変化もあった。それがずっと続いているという実感もあると思う。特に福祉も様々な問題も現れる面もあるので、今後も色々な意見をいただきたい。府からもこういう場を積極的に設置していただきたい。今後また皆様とまた意見交換ができればと思う。